

2021(令和3) 年度 北九州市立大学大学院
法学研究科 入学試験
【夏期日程】

一般選抜

研究者コース

1. 試験時間 9:00 ~ 12:00

2. 試験問題

科目	民法
----	----

【注意事項】

1. 指示するまで開けないこと。
2. 試験開始後、所定の箇所に受験番号を記入すること。
3. 試験問題、解答用紙、下書き用紙は持ち出さないこと。

受験番号						
------	--	--	--	--	--	--

2021(令和3)年度北九州市立大学大学院法学研究科 論文試験問題

科目名

民法

受験番号

受験番号を明瞭に記入すること

解答は解答用紙に記入すること。

問 次の①～③の中から1問を選択し、詳しく論ぜよ(100点)。

①土地とその上に存する建物の所有権が、1番抵当権の設定時にはそれぞれ別異の者に帰属していたが、2番抵当権の設定時には同一の者に帰属していた場合における、法定地上権(民法388条)の成否について、私見も含めて論ぜよ。

②民法541条ただし書が定める「軽微性の抗弁(催告解除における軽微性要件)」の意義および特質を説明したうえで、同条(催告解除)と同法542条(無催告解除)の関係について、「債務不履行解除の正当化原理・根拠」の観点から私見を論ぜよ。

③いわゆる「大学湯事件」判決(大判大正14年11月28日 民集4巻670頁〔第三民事部判決〕)は、後の学説による「権利侵害から違法性へ」という議論の基盤を形成したと一般的に評価されている。また、民集同巻671頁には、大審院判例審査会によって、以下の「判示事項」および「判決要旨」が付されている。

○判示事項

不法行為ニ依リ侵害セラルル権利

○判決要旨

湯屋業ノ老舗其ノモノ若ハ之ヲ売却スルコトニ依リテ得ヘキ利益ハ民法第七百九条ニ所謂権利ニ該当スルモノトス

以上を踏まえ、「大学湯事件」の事実関係および大審院の判旨の概略を説明したうえで、民法709条の解釈に対する大審院第三民事部と大審院判例審査会との間に厳存する相違点を明らかにせよ。また、このような相違点が生じた原因について私見を論ぜよ。

以上